

明醫の傳法で、隨春をヤンチンと呼び、如何なる故にか加賀へ來たのを、奥村二代河内守榮明に預けられ、河内守の従士庄田市佐孝治が家に三年間寓居して、後武州に赴き歿した。萬金丹は隨春の去る時種々藥方を相傳した中の殊に妙方であつたとある。

マンケイコウテン 滿吉捨天 石川郡曹洞

宗大乘寺四十四代の住持。三河の人。武州聖岩寺靈宗に投じて出家し、後奥州長泉寺に參し、高釣に嗣法し、寶曆八年冬長州功山寺の首職になつた。次いで十年永平寺に住し、十一年長州福昌寺に視察し、十九年肥前醫王寺に移り、寛政二年甲斐龍華院に轉じ、十年三月十四日大乘寺に入つて開堂し、十二年十二月十八日退院、享和二年九月廿六日寂した。

マンザイ 萬歳 (一)越前萬歳—越前今立

郡野大坪から出たもので、藩政の時正月八日金澤に來り、城内下臺所に伺候して祝詞を述べ、下賜の物品を受け、次いで町會所に至りて技を演じ、後組を別つて藩士の邸を訪ひ、大祿の者に對しては鏡餅を贈り、之が返禮として米錢を授けられた。萬歳を室内に請じて演技を命ずる時は別に祝儀を興へた。越前萬歳は二十日を限りとして城下を去るを例とした。往時は城中でも舞うたのであるが、勤儉の令のあつた時から廢せられたといふ。この萬歳は三河萬歳の如く鼓を用ひずして太鼓で囃し、その城下に來るのは、藩祖前田利家が越前府中に居た緣故によるものである。

(二)地萬歳—金澤の町人中、餘技として越前萬歳に模倣して舞うたものをいふ。文化・文政の頃金屋町の大石藤五郎といふ者が頗る獨創的才幹を有し、新體の舞容を案出したのを

鼻祖とする。地萬歳とは地方的萬歳の意で、多く方言を用ひるを特色とし、後漸く大石・小石・若石・乙松・小倉野等の諸派に分かれ、曲目六十番許りに達した。又越前萬歳では、お染久松・平井權八等の世話物を演じたが、地萬歳は嘉瑞を表するを旨とし、七福神・道具盡し等に重きを置き、特に藩侯參勤の道中を諷うた上街道及び下街道の二曲の如きは、最も士民の愛好する所であつた。

(三)隱坊萬歳—金澤では藤内を一般に隱坊と呼んだから、藤内から出て一種の謠物をなすものを隱坊萬歳というた。男女相混じり、小太鼓で囃しながら、心中物語などを諷ふものであつた。

マンザイダニ 萬歳谷 白山御前岳から南

方別山に向かはうとする山路中、御前坂の西方に在つて、龍川の支流がこれから出る。

マンザキ まん崎 鹿島郡能登島なる曲部落北方の岬。

マンザンオシヨウタイキヤクカンワ 卍山和尚對客閑話 一册。正徳五年大乘寺卍山著。佛門の事を問答した要領を摘記したもの。卷首に門人白龍編とある。

マンザンドウハク 卍山道白 石川郡曹洞

宗大乘寺廿七代の住持。備後の人。初め大乘寺月舟宗胡の禪風を聞いて來遊し、永平寺に出世し、延寶八年大乘寺に晋山、一住十二年で退き、攝津住吉の興福寺に閑棲し、禪定寺に移り、又山城鷹峰に源光庵を營んだ。正徳四年八月示寂、年八十。卍山の詩名は頗る高く、詩卍山とさへ言はれた。著す所宗統復古志二卷、萬山和尚廣錄四十八卷、調門衣袈集一卷、禪餘錄一卷、安居寺觀音記等がある。

マンシ 萬子 ↓イコマシゲノブ 生駒重信。

マンジキユウセキシラベ 萬治舊跡調 萬治二年加賀藩領内の村々に就いて舊跡を畫上げしめたものであるが、今全部は傳はつてゐない。舊跡の調査はこれが最初であらうといはれる。

マンジジゴウチヨウ 萬治寺號帳 萬治二年に於ける領内諸宗の寺號帳である。前年承應三年以來新地の寺庵を禁止する令があつたから、その調査の爲に作つたものと見える。

マンジュリヨウ 萬壽寺領 京城萬壽禪寺記に、『正和元年院宣。賀州富積保爲禪賜之。』とある。富積保は後の石川郡戸水村であらう。

マンゼキ 滿開 マン 鳳至郡上町の内の小字。

マンセンジ 滿泉寺 珠洲郡木郎郷に屬する部落。舊名は木郎村であつたらしい。↓モクロウジ 木郎寺。

マンセンジ 滿泉寺 珠洲郡滿泉寺(部落名)に在つて、眞言宗に屬する。醫王山と號し、古へ木郎寺の衆徒の一であつた。萬治二年舜盛法印再興。能登名跡志に、『滿泉寺というて眞言宗あり。疣石といふあり。弘法大師誓ひにて、此水にて洗へば疣落る也。此寺の本尊藥師如來は、行基菩薩の作にて靈像也。』とある。併し今存する木造藥師如來は体高二八寸の、延寶八年六月八日京都佛師長兵衛真清の作である。その他寺藏に、室町時代と認められる絹本着色不動明王像、及び江戸初期と認められる絹本着色十三佛像(一幅)、同八祖像(二幅)がある。

マンソウ 萬雜 郡萬雜・組萬雜・村萬雜の種類があつて、郡・十村組又は村の各團に於いて申合せた事業を行ふ爲の費用を割當するものである。その内最も重なるものは村萬雜で、徴收額も多かつた。萬雜の賦課方法に五種ある。第一高懸りは百姓の持高に比例するもので、夫銀・跡々御貸米返上・諸郡打銀・用水打銀・御郡萬雜・組萬雜等は之に屬する。第二家懸り又は面懸りは戸別平均に課するもので、浪人・虚無僧・乞食に棄捐する費用等は之に屬する。第三は關係者のみの家懸りとするもので、盜賊・喧嘩口論に關する諸費用等に屬する。第四は高懸りの餘荷即ち附加とするもので、例へば定小物成に川役がある時は、漁撈者が之を負擔する筈であるが、若しその營業者の居ない場合には、高方の餘荷とする。第五は高懸りと家懸りとに歩合を以て課するもので、例へば肝煎扶持米を高懸り三の二、家懸り三の一の割合で賦課する類である。

マントクジ 滿得寺 羽咋郡宿在に在つて、眞宗東派に屬する。初め河北郡横山に居り、享保十四年今の地に移つたとある。

マンニンコウ 萬人講 富突の別名で、寺社修繕を目的とする如き場合に於いて、特に萬人講というた。政隣記に『明和三年四月十五日能州瀧谷妙成寺萬人講三十五會、札開所卯辰三寶寺、金銀取遣所卯辰蓮花寺。』とある如きものは是である。同四年八月幕府は富突等を禁止し、九月藩はその令を領内に傳達したが、その後には富突と稱せず、萬人講の名に隠れて尙之を行ふものもあつた。『明和五年十月廿六日、越中立山岩峯寺諸堂爲修